

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会運営要綱

平成 30 年 4 月 26 日

委 員 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会規則（平成 30 年 3 月規則第 38 号）（以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第 2 条 委員会に、次の部会を設置する。

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 事故救済制度に関する専門部会 | 定数 15 名以内 |
| (2) 認知症初期集中支援事業等運営関連部会 | 定数 15 名以内 |
| (3) 認知症の診断に関する専門部会 | 定数 15 名以内 |
| (4) 事故救済制度に関する給付金判定部会 | 定数 10 名以内 |

2 前項の各号に掲げる部会への委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会は、部会長が召集する。ただし、部会長が互選されるまでの間、保健福祉局長が召集する。

4 第 2 条第 1 項各号に定める部会の定数は、議事に関係のある特別委員が出席するときは、この限りではない。

5 部会で決議された事項は、委員会の決議とみなす。

6 部会長は、部会の審議の経過又は結果を委員会に報告するものとする。

(施行細目の委任)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 9 日より施行する。

別 表（第 2 条関係）

部会への委任事務

1	事故救済制度に関する専門部会 (1) 事故救済制度に関すること（但し、事故救済制度の給付金の支給判定に関する専門部会の所管に属することを除く。）
2	認知症初期集中支援事業等運営関連部会 (1) 認知症の早期介入及び生活支援、並びに認知症初期集中支援事業及び、認知症疾患医療センターの運営及び評価等に関すること。
3	認知症の診断に関する専門部会 (1) 認知症の診断方法及び診断制度等に関すること。
4	事故救済制度に関する給付金判定部会 (1) 事故救済制度に関する給付金判定等に関すること。